

## 公益財団法人砂原児童基金外国人留学生奨学金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人砂原児童基金定款第4条に基づき、外国人留学生（以下「奨学生」という。）奨学金事業について、その細則を定めることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 当財団の奨学生となる者は、香川県内在住者のうち、次のいずれの条件も満たす者とする。

- (1) 香川県内の専門学校・短期大学・四年制大学・大学院に在籍する外国人留学生で、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者。
- (2) 日本で学んだスキルを母国で活かすことを目的とする者。
- (3) 他の奨学金を受給していない者。

### (奨学金の給与期間、金額及び人数)

第3条 奨学金を給与する期間は、原則1年間（4月～翌年3月まで）とする。

- 2 前項の期間中に給与する奨学金及び人数の上限は次の通りとする。  
月額 20,000円 2名以内

### (奨学生の募集及び応募手続き)

第4条 奨学生は学校を通じて募集する。奨学生志望者は、在籍学校を通じて応募することとする。

- 2 奨学生志望者は、外国人留学生奨学金申請書（第3-1号様式）他応募要項に定められた必要書類を在籍学校長又は学部長（以下学校長等という）に提出して、推薦を受ける。
- 3 学校長等は、奨学生志望者を当財団に推薦しようとするときは、第2条に規定する資格を審査の上、奨学生志望者の応募書類とともに当財団へ提出することとする。

### (奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、応募者のうちから当財団の外国人奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 選考結果は推薦者を通じて選考結果通知書（第3-2号様式）により応募者に通知する。
- 3 奨学生に採用された者は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書（第3-3号様式）及び振込口座申請届（第3-4号様式）等を当財団に提出しなければならない。

4 外国人奨学生選考委員会の組織・運営については別に定める。

(奨学金の支給)

第6条 奨学金の給付は、原則として、1ヶ月ごとに現金支給にて奨学生本人に支給する。

(奨学金受領の確認)

第7条 奨学金の交付を受領した奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書(第3-5号様式)を当財団事務局へ提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は、当財団の定める日に学業成績証明書及び生活状況報告書を理事長宛に提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合、直ちに当財団事務局へ届出なければならない。

- (1) 退学、留年、停学、休学、転学、留学の場合(第3-6号様式)
- (2) 奨学金を辞退する場合(第3-7号様式)
- (3) 転居、改名等身上に変更があった場合(第3-8号様式)
- (4) その他重要事項に変更が生じた場合

(奨学金の支給中止)

第10条 次の場合は、奨学金の支給を中止する。

- (1) 奨学生が退学、停学、転学、留学の場合
- (2) 奨学生が死亡した場合
  - 2 前条第1号の場合において、奨学生が当財団に届出なかったとき、又は届出が遅れたときは、各事由の発生時点にさかのぼり奨学金の支給を中止し、その後に支給した奨学金の返還をさせる。
  - 3 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等の意見を聴いた上で、奨学金の支給を中止することがある。
    - (1) 奨学生志望出願の際、事実を偽った場合
    - (2) 品行不良である場合
    - (3) 学業成績が著しく不良となった場合
    - (4) 留年した場合
    - (5) 疾病等のため修了の見込みがなくなった場合或いは卒業後活動の見込みがなくなった場合

- (6) 奨学金を必要としない事由が発生したとき
- (7) その他前各号に準じると判断される場合

(転学の場合の取扱の例外)

第 11 条 第 9 条第 1 項第 1 号の転学の場合において、香川県内での転学であり、転学先の学校長を経て奨学生が継続を願い出たときは、同項の規定に関わらず奨学金の支給を継続することがある。

(休学中の取扱)

第 12 条 奨学生が休学したときは、休学の翌日から奨学金の支給を停止する。但し、休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合には、休学中であっても奨学金の支給をすることがある。

- 2 前項本文により奨学金の支給を停止された者が復学する場合に、奨学金支給の再開を希望する場合は、奨学生異動届により支給再開申請を行うこととし、当財団は申請を受けて事情を勘案し奨学金支給を再開するか決定する。

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生はいつでも奨学金辞退申出書（第 3 - 7 号様式）により在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(個人情報の保護に関する方針)

第 14 条 奨学生応募者及び奨学生に関する身上書等個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡等本事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(その他の事項)

第 15 条 この要綱に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、理事長が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附則

- 1 この要綱は平成 28 年 3 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。